

○みなかみ町建設工事請負業者選定要綱

(等級別格付の審査)

第5条 委員会は、第4条の適格審査に合格した業者について、経営事項審査結果の総合数値及び別表により算出した企業の取組等の状況を評価した主観点数値の合計により建設工事の種類別の施工能力を判定し、等級別の格付を行うものとする。

2 委員会は、土木一式工事及び建築一式工事の等級格付について、現に最下位ランクの者に係る等級格付においては、別表により算出した企業の取組等の状況を評価した主観点数値を3割以内の範囲で調整することができる。

3 有資格業者は、一度審査を受けた建設工事の種類について、合併や事業譲渡等の場合を除き、その資格の有効期限内においては再度審査を受けることができないものとする。

別表（第5条関係）

項目	評点方法
1 みなかみ町民の雇用状況	雇用している役員従業員について、ア又はイにより算出した点数のうちいずれか高い方の点数とする。ただし、ア又はイにより算出した点数の上限は10点とする。 ア 町民である正規及び非正規従業員の総数に1を乗じて得た数値を点数とする。 イ 町民である正規及び非正規従業員の人数を役員従業員の総人数で除して得た数値に10を乗じて得た数値を点数とする。(小数点以下は、四捨五入とする。)
2 みなかみ町消防団員の雇用状況	みなかみ町消防団に所属する役員従業員1人につき2を乗じて得た数値を点数とする。ただし、上限は10点とする。
3 みなかみ町と契約した除雪業務委託の状況	申請書提出日現在で有効な契約について、ア又はイにより算出した点数のうちいずれか高い方の点数とする。ただし、上限10点とする。 ア 有効な路線数を10で除して得た数値(小数点以下は、切り上げとする。) イ 有効な総延長を1,000メートルで除して得た数値(小数点以下は、切り上げとする。)
4 災害応急対応業務に関する協定	ア みなかみ町と災害協定を締結している者又はみなかみ町と災害協定を締結している団体に加盟している者に対し、10点とする。 イ 適格審査を行う年の前年及び前々年の2年間において、みなかみ町の要請に基づき、特定家畜伝染病発生時における埋却処分等へ協力した場合、10点とする。
5 労働災害防止	ア 申請書提出日において、建設業労働災害防止協会群馬県支部に加

のための取組み

入している場合、5点とする。

イ 適格審査を行う年の前年及び前々年の2年間において、建設業労働災害防止協会群馬県支部が実施した講習等を受講した場合、5点とする。